

四大学連合における図書館相互利用に関する申合せ

(趣旨)

第1 この申合せは、四大学連合憲章(2001年3月15日)の趣旨に基づき、四大学連合構成大学の所属学生及び教職員(以下「利用者」という。)が、四大学連合構成大学の附属図書館(以下「図書館」という。)を利用する場合について必要事項を定める。

(館内閲覧)

第2 利用者は、学生証又は職員証等の提示により、利用する図書館に入館し閲覧することができる。

(サービスの範囲)

第3 利用者は、利用する図書館の利用規則等に定める範囲のサービスを受けることができる。

(規則等の遵守)

第4 利用者は、利用する図書館の利用規則等を遵守するものとする。

(特別聴講学生)

第5 「複合領域コース」、「編入学」及び「複数学士号」に関する三大学協定書(平成13年3月15日)に基づく、他大学の「特別聴講学生」として「複合領域コース」を履修する学生(以下「特別聴講学生」という。)は、利用する図書館の図書館利用証の交付を受けることができる。

(資料の貸出及び文献複写等)

第6 図書館は、特別聴講学生が図書館資料の貸出及び文献複写等のサービスを受けようとする場合、自大学の学生と同様の条件によりサービスを提供するものとする。

(雑則)

第7 この申合せに定めるもののほか、必要な事項は別途協議し定める。

(実施日)

第8 この申合せは、平成15年10月1日から実施する。

平成15年9月24日

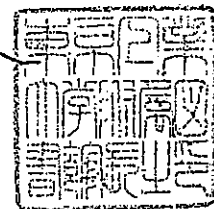
東京医科歯科大学附属図書館長

小池盛雄



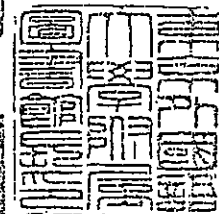
東京外国語大学附属図書館長

富盛伸夫



東京工業大学附属図書館長

横山正明



一橋大学附属図書館長

池間誠

